

## 安芸太田町奨学金貸付制度のご案内

安芸太田町では、向学の志を有し経済的な理由により就学困難な方に対して学資金の貸付を行っています。

この奨学金は、学生本人が貸付を受けますので、将来、学生本人が返済する必要があります。奨学金の貸付を希望する方は、資格条件や返還方法について十分理解の上、申込手続きを行って下さい。

### 奨学生の資格条件

- 1年以上町に在住する方又は保護者が町内に生活の本拠を有する方。
- 進学意欲が旺盛な方。
- 生計その他経済的理由により修学が困難な方。
- 申請者及び申請者と生計を一つにする方、連帯保証人の方に町税等の滞納がないこと。

### 貸付内容

区分		入学支度金	奨学金の月額	貸付利息	貸付方法
高校等	高等学校（工専を含む）	25,000円以内	20,000円以内	無利息	毎月交付
	専修学校（高等課程）				
	高等専門学校				
大学等	大学（短期を含む）	50,000円以内	42,000円以内		
	専修学校（専門課程）				

### 選考及び決定

○申請内容を確認した後、安芸太田町奨学金運営審議会（5月～6月に開催）に諮り貸付者を決定します。安芸太田町奨学金基金の財源には限りがありますので、申請者の数、申請者の世帯の所得や、状況等により資格条件を判断し貸付者を決定します。

### 決定後の手続き

○決定者には決定通知書を送付します。その際、誓約書、口座振込依頼書の提出が必要です。

○最初の振込は入学支度金と4月から決定月までの月額を合わせて振り込みます。それ以降は原則毎月7日（7日が休日の場合は、その前後の営業日に変更）に振り込みます。

○奨学生の卒業、退学、休学、復学、転学等の異動、連帯保証人の異動、住所や氏名等の変更があった場合には届け出が必要です。

### 貸付の中止及び停止

次に該当する場合は、貸付を停止又は中止します。

- 奨学生が休学したとき。（復学までの間奨学金の貸付を中止します。）
- 退学した時。
- 傷病その他により卒業見込みがなくなった時。
- 奨学生としての条件を欠くに至った時。

### 貸付の免除

次に該当する場合は、審議会に諮り免除をすることができます。

- 奨学生が死亡したとき。
- 奨学生が精神又は身体に著しい障害を受け、且つ回復の見込みがなく、本人及び保証人の貸付金の返還が著しく困難なとき。

### 貸付終了後の手続き

- 貸付期間の終了後、借用証書、返還明細書、連帯保証人の印鑑証明の書類の提出が必要ですので、教育委員会からお知らせします。
- 更に上級の学校へ進学された場合は、学校の修業年限の範囲内で返還を延期することができます。

### 償還方法について

- 償還金の返還は、貸付期間満了後1年据え置き、**10年以内**に貸付金の全部を返還しなければなりません。
- 奨学金の返還は、原則毎年8月頃半年ごとの納付書を送付しますので、それにより返還することになります。返還金額や期間は各自で計画表を作成していただきます。
- 貸付金の全部又は一部を繰り上げて返還することは可能です。

\*\*\* ご留意下さい\*\*\*

○償還金は、次の奨学生に貸付を行うための原資となります。新たに奨学金を希望される方のためにも、償還が円滑に行われるよう計画を立て、確実に償還を行っていただく必要があります。

○奨学金の未納が続く場合は、奨学生本人と連帯保証人に対し、法的措置をとらせていただく場合があります。

## 申請受付期間

令和8年3月16日（月）～令和8年4月20日（月）（消印有効）  
（持参される場合は開庁日の17:15までをお願いします。）

## 申請に必要な書類

- ①奨学金貸付願書
- ②【別紙】状況調査
- ③学校長の入学許可証明書又は在学証明書
- ④世帯全員の住民票の写し
- ⑤申請者及び申請者と生計を一つにしている方の所得証明書  
（世帯の中で所得のある人、全ての人について分かるものが必要です。世帯課税証明書等。）
- ⑥連帯保証人の納税証明書（**連帯保証人の方全員**のものがが必要です。）  
連帯保証人は原則2名必要です。（2名のうち1人は保護者、1人は申請者と生計を別にする方を連帯保証人として下さい。）

①、②の様式は、安芸太田町教育委員会事務局、筒賀公民館、図書館戸河内分室に用意しています。  
また、安芸太田町ホームページからもダウンロードできます。

## 保証人について

奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人は奨学生本人が返還できない場合に、代わって返還する責任があります。返還が滞った場合は連帯保証人へ連絡し、返還を求める場合があります。  
したがって、年齢制限はありませんが所得や返還の資力のある方として下さい。

## 受付場所

安芸太田町教育委員会事務局、筒賀公民館、図書館戸河内分室  
郵送される場合は下記の住所へお願いします。



### 【問い合わせ先・郵送先】

〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計 5908 番地 2  
安芸太田町教育委員会 教育課 奨学金担当

電話：22-1212